

青森県知事許可業者の皆様へ
技術職員名簿の資格確認書類簡素化について

技術職員名簿（経営事項審査の事前確認）の確認書類として（公財）青森県建設技術センターに提出する資格証の写しは、**過去の事前確認において既に提出している場合、有効期間の定めがないもの**に限り、**再度の提出を不要**とします。

※ 有効期間の定めがないものでも、有資格区分コードを変更する場合や新規掲載者がいる場合は提出が必要です。

【再度の提出が不要になるもの】

検定又は試験の合格証その他の資格を証明する書類の写し
 →合格証明書、免状、実務経験証明書等

【毎回提出が必要なもの】

有効期間の定めがある資格証の写し
 →監理技術者資格者証、登録基幹技能者講習修了証等

（例1）有資格区分コード120、講習受講1で申請する場合

前回(初回)申請時提出書類					次回申請時提出書類				
2点					1点				
業 種 コ ー ド	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	講 習 受 講	業 種 コ ー ド	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	講 習 受 講
\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$
0	3	1	2	0	0	3	1	2	0
① 監理技術者 資格者証					① 監理技術者 資格者証 →必要				
② 合格証明書					② 合格証明書 →不要				

（例2）有資格区分コード002で申請する場合

前回(初回)申請時提出書類					次回申請時提出書類				
1点					なし				
業 種 コ ー ド	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	講 習 受 講	業 種 コ ー ド	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	有 資 格 区 分	講 習 受 講
\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$
0	1	0	0	2	0	1	0	0	2
① 実務経験 証明書					① 実務経験 証明書 →不要				

(例3) 有資格区分コードを221から120に変更して申請する場合

前回(初回)申請時提出書類					次回申請時提出書類				
1点					1点				
業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講	① 合格証明書	業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講	① 合格証明書
3	5				10				
0	3	2	2	1	2	0	2	0	2

(例4) 有資格区分コードを11Cから113に変更して申請する場合
(解体工事業に係る経過措置対象者を、令和3年4月1日以降も解体の技術職員として記載する場合)

前回申請時提出書類					次回申請時提出書類				
1点					1点				
業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講	① 合格証明書	業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講	① 合格証明書 →不要 ② 実務経験 証明書 又は 登録解体工事 講習修了証
10					10				
2	9	1	1	C	2	1	1	3	2